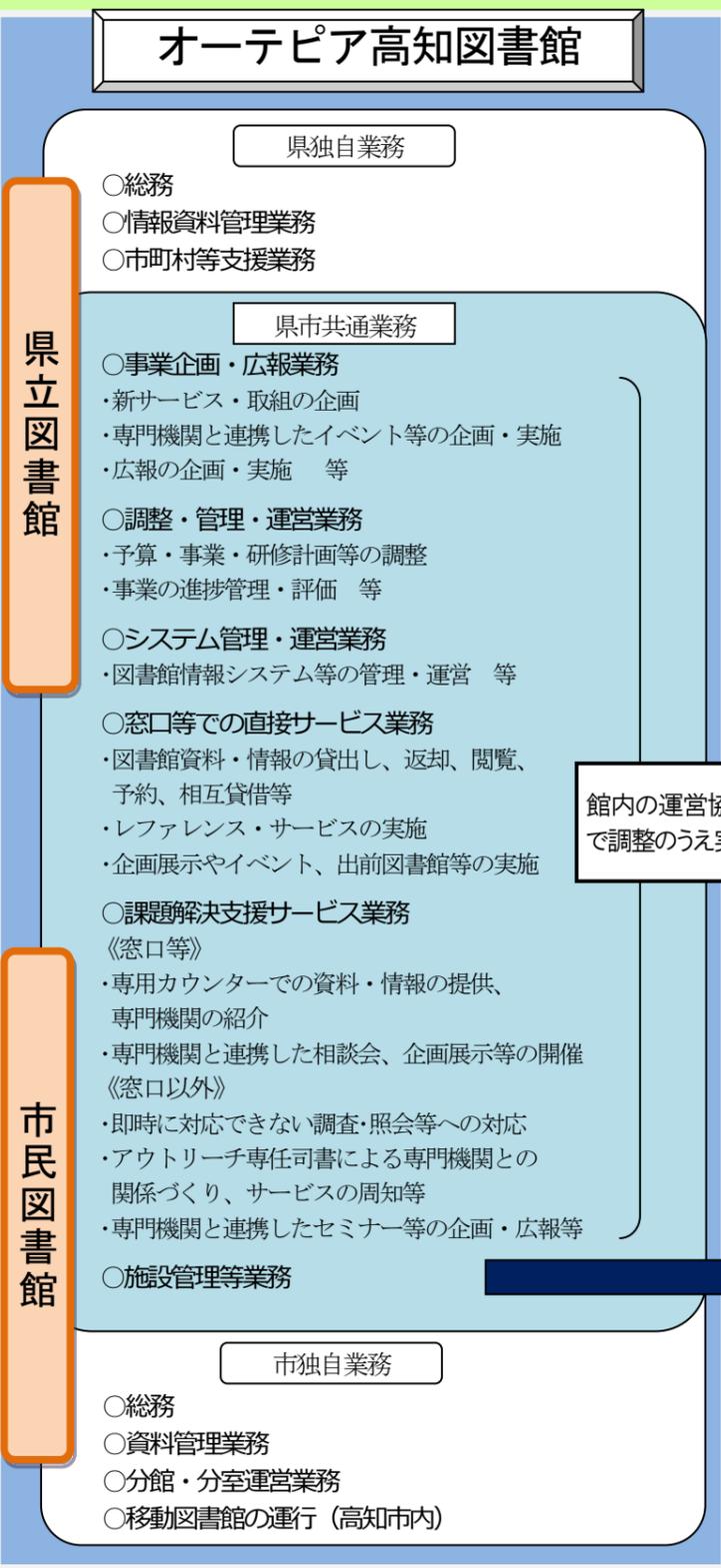


◆**オーテピア高知図書館**
 ・県立図書館、市民図書館の二つの組織を置く。
 ・両図書館が同じ空間に同時に存在し、エリア区分なく共同で施設を使用する。
 ・それぞれの役割と機能を果たしながら、共通する業務を一体的に行う。

◆**課題**
 ・役割と機能の異なる図書館が、施設の使用や、業務を一体的に行うことから、
 ⇒矛盾や混乱が生じないように仕組みづくりが必要。
 ・適切に業務分担と連携・協働を図りながら、運営を行う。

◆**課題に対する方針**
 ①「連携協約（地方自治法第252条の2）」の活用
 ⇒地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるもの。
 ②「事務の委託（地方自治法第252条の14～第252条の16）」の活用
 ⇒地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねるもの。



① 連携協約

■県立図書館と市民図書館に共通する業務を、効率的かつ安定的に実施していくため、「基本方針」及び「役割分担」を定める。

基本方針

- 両図書館の休館日、開館時間等の規程をはじめ、図書館の管理運営に関する必要な事項について、県市間で方向性及び内容を合わせる。
 休館日等、開館時間、館内・館外利用の資料数、貸出期間 等
- 県立・市民両図書館に共通する業務の実施に当たっては、相互に役割分担し、連携を図る。

役割分担

・共通業務の実施に当たっては、県市の職員を配置し、連携・協力して実施する。
 ・役割分担を明確にし、指示・命令等についても明らかにする。

業 務	役 割 分 担
事業企画・広報業務	・県が主体となって市と連携しながら企画し、実施 ・市が県と連携しながら参画及び実施
調整・管理・運営業務 システム管理・運営業務	・県が主体となって市と連携しながら実施
窓口等での直接サービス業務	・市が主体となって県と連携しながら実施 ※県内の子ども読書活動支援については県が主体となって市と連携しながら実施
課題解決支援サービス業務	・県市が連携しながら実施

② 事務の委託

■市が一元的に実施することで、業務の効率化・合理化が図れる業務を、県から市に委託する。

- 施設の管理業務
 - ・入館の制限等
 - ・清掃、警備、設備等の保守点検、修繕
 - ・複合施設総合案内カウンター 等
- 施設利用許可等業務
 - ・貸室・駐車場の利用許可、使用料の減免・徴収
 - ・財産の目的外使用許可 等
- 軽易な図書館業務
 - ・開館準備・閉館作業
 - ・新開綴じ
 - ・開架・閉架資料の排架、書架整理
 - ・資料の館内集配業務
 - ・ポスト返却資料の回収、返却処理
 - ・県立図書館物流業務 等

③ 条例・規則等

■県市が共同で施設を使用し、共通業務を一体的に行うに当たって必要な条例・規則等は、方向性及び内容を合わせる。

- 条 例
- 設置
 - 休館日等
 - 開館時間
 - 事務の委託（施設の管理業務等）
- 〔 県：事務を高知市に委託することを規定
 〔 市：事務の委託にかかることを具体的に規定

- 規 則
- 図書館の利用
 - 館内利用の資料数
 - 館外利用の条件・資料数・貸出期間・利用の制限
 - 団体貸出しの図書等数、貸出期間

- 規 程 等
- 利用カードの交付、記載事項変更、再交付、紛失等の際の手続き、有効期限等
 - 書庫内の資料の閲覧手続き
 - 資料に関する手続き（貸出し、返却、期間の延長、紛失、リクエスト等） 等

④ 協定書

■「連携協約」、「事務の委託」に定めのない図書館の管理運営に関する必要な事項を、協定書で定める。

- 図書館の運営に関する協定
- 職員の身分等の取扱いに関する協定
- 施設の管理に関する協定
- 費用負担に関する協定 等